

全国消防長会会報

(第714号) -2-

平成21年 9月

御殿場市・小山町広域行政組合消防本部消防長 鈴木 平作	川崎市消防局総務部施設整備課長 松野 忍
湖西市・新居町広域施設組合消防本部消防長 柴田 盛三	名古屋消防局総務部施設課長 仲矢 英雄
知多中部広域事務組合消防本部消防次長 白岩 辰巳	京都市消防局総務部施設課長 賀光 誠一
豊田市消防本部消防次長 倉田 富夫	大阪市消防局警防部警防担当課長 中島 孝
各務原市消防本部消防長 横山 敏一	神戸市消防局総務部施設課長 藤本 敏己
伊勢市消防本部消防長 保田 幸宏	広島市消防局長 山村 雄一
砺波広域圏消防本部消防次長 森 省三	福岡市消防局総務部管理課機械係長 田邊 敏夫
相模中部消防組合消防本部消防長 徳田 哲	4 会議次第
西和消防組合消防本部消防長 田中 輝夫	(1) 開会
田辺市消防本部消防長 岩本 徳三	(2) あいさつ
守口市門真市消防組合消防本部消防長 住岡 郁男	(3) 小池技術委員長 祝辞
岸和田市消防本部消防長 上田三代松	(4) ア 森各務原市長
等岡地区消防組合消防本部消防長 中塚 克己	イ 田井総務省消防庁消防・救急課課長補佐
鳥取中部ふもと広域連合消防局長 田村 和幸	ウ 河尻岐阜県危機管理副統括監
福山地区消防組合消防局長 杉原 均	エ 鬼頭岐阜県消防長会会長(岐阜市消防本部消防長)
徳島中央広域連合消防本部消防長 川村 辰夫	オ 来賓・オブザーバー紹介
土佐市消防本部消防長 中内 建男	(5) 異動委員等紹介
筑後市消防本部消防長 堤 秀信	(6) 報告事項
八代広域行政事務組合消防本部警防通信課長 隅川 勝則	(7) 平成20年度事業結果報告
国東市消防本部消防長 井門 豊彦	(8) 議長推挙
いちき串木野市消防本部消防長 内屋 照男	(9) 議題審議
豊見城市消防本部消防長 赤嶺 浩	議題1 消防救急デジタル無線とアナログ無線の通信運用体制について
札幌市消防局総務部施設管理課長 輪島 俊光	議題2 緊急消防援助隊設備整備補助金交付要綱の一部改正について
千葉市消防局警防部参事 伊藤 喜義	議題3 第88回技術委員会(平成22年度)の次期開催地について
東京消防庁装備部参事兼装備課長 中澤 一彦	議題4 その他
横浜市公安局総務部施設課長 太田 孝	ア 第89回技術委員会の開催地について
	イ 常任委員の異動に伴う委嘱について(追加議題)

(9) 情報交換	(10) ア 自動車任意保険の加入状況について
イ はしご自動車の更新及びオーバーホールの実施状況について	(11) 連絡事項
総務省消防庁の取組みについて(総務省消防庁消防・救急課)	情報提供
アドライブレコーダーの搭載について(横浜市安全管理局)	イ 消防車両等の環境対策について(横浜市安全管理局)
ウ はしご車アウトリガージャッキの亀裂について(東京消防庁)	エ 消防用車両の安全基準について(日本消防検定協会)
オ 消防車両・装備積載品サイトの現況について(日本消防設備安全センター)	カ 平成21年度の消防研究センターの事業計画について(消防研究センター)
キ 泡消火薬剤について(日本消防ポンプ協会)	(12) 閉会

議題審議

議題1 消防救急デジタル無線とアナログ無線の通信運用体制について(各務原市消防本部)

(提案要旨)

平成15年3月に全国消防長会消防通信特別委員会からの「消防通信特別委員会検討結果報告書」によると、「消防共通波のデジタル化目標移行整備期限」として、平成23年5月としていました。

しかし、平成18年7月に総務省消防庁からデジタル化広域共同整備の状況変化に加え、無線機メーカーの機器製造及び工事施工対応の観点から、アナログ消防救急無線の周波数使用期限の平成28年5月末までに整備するよう全国消防長会と調整のうえ通知が出されました。

さて、これに伴い、各消防本部では消防救急デジタル無線の広域共同整備に向けて計画的に進められていることと存じますが、県内応援及び緊急消防援助隊の応援又は受援体制を考え、県内共通波・全国共通波のアナログ無線を維持する必要性が有ります。

この場合における消防救急デジタル無線とアナログ無線の通信運用体制について、各委員からのご意見と消防庁からのご見解を伺うものであります。

(審議概要)

提案要旨の説明に続き、委員5名(二戸地区広域行政事務組合消防本部、豊見城市消防本部、網走地区消防組合消防本部、ひたちなか市消防本部、東京消防庁)から、意見及び考え方について発言がありました。

○ 本県の実況を申し上げますと、各消防本部のアナログ無線移行に対する整備の取り組みは、他県に比べ進んでいない状況であります。

平成28年5月末までに整備することを前提に、昨年度、県内の電波伝搬調査が終わり、今年2月各消防本部に調査結果の説明と概算額が示されたところであります。

今年度は、それを基本に「県消防救急無線広域化、共同化等検討委員会の作業部会」で、検討し整備計画の骨子案をまとめる予定です。

このことから、消防救急デジタル無線整備は、これからであります。各務原市消防本部から議題として取り上げました併設

運用及び管理体制に関しては、私も同じような考え方であります。

今後、全国的に整備促進が図られるものと思いますが、消防救急無線の運用に関して、各消防本部とも共通の問題が生ずるものと予想しております。

従いまして、アナログ式とデジタル式の無線併用運用及び管理体制は、コストと技術的な面を総合し、併設は難しいかと思えますので、可能な限り避けた運用方策を望むところであります。

先ずは、デジタル整備が進んでいない現状と、課題に対する考えは共通の課題でありますことを申し述べ、意見とさせていただきます。

○ 本県の消防救急無線デジタル化の進捗状況については、県及び県消防長会で基本設計から実施設計へと円滑整備を推進するために「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に係る整備計画」が策定され、平成21年度中に電波伝搬調査を行い、以後、基本設計及び実施設計へとつなげ、平成26年度中に運用を開始するスケジュールとなっております。

さて、アナログ無線の取り扱いについては、当消防本部では小規模消防ということもあり、緊急消防援助隊への登録はありません。しかし、応援又は受援体制を考え、全国の消防本部の整備が完了するまでの間は、県内共通波・全国共通波のアナログ無線を維持する必要がありますので、両波整備した応援又は受援車両の限定や、できるだけ九州全体が一斉にデジタル化への移行を実施する等、コストの軽減を図ることが必要ではないかと思えます。

○ 消防救急無線の広域化、共同化につきましては、道内を7つのグループに分け、同一グループ内の消防本部をネットワーク化

し、グループ毎の代表消防本部と北海道を結び、道内全ての消防本部と北海道が1ブロックとしてネットワーク化する基本方針としております。現在、平成21年～22年にかけて基本設計を行う計画となっております。

北海道の消防救急無線の整備の基本方針におきまして、応援隊と受援隊が同一の指令管制及び現場活動指揮の下での部隊運用を実現するための無線運用を次のように計画しているところであります。

消防波・救急波につきましては、応援隊は基本的に使用しない。

主運用波につきましては、道内からの応援部隊の消防・救急業務及び消防機関相互の連絡調整に使用する。なお、道外からの応援部隊は使用しないで、都府県の周波数を使用する。

統制波につきましては、道内からの応援隊は基本的に使用しない。道外からの応援隊の消防機関相互の通信に使用する。

以上のように北海道では計画しているところであります。

次に、消防救急デジタル無線の整備運用に関する事項について、当組合としての考え方でございますが、デジタル無線の機器が小型化だとアナログと両方車載できるのですが、いろいろなお話を伺いますと、現在の消防・救急車両ともにアナログとデジタルの両設備を併設できるスペースはないのではないかと思定されるため、移行時の考え方としては、基地局などのインフラ系を最優先で整備し、経費は掛かりますが、アナログとデジタルの基地局を28年度まで併設しながら順次移動局設備を切替えて、車両にはアナログとデジタルを併設しない方向で考えており、アナログが必要な場合には、携帯無線機の対応を考えているところであります。また、緊急消防援助隊の車両につきましても、携帯無線機にての

対応を考えているところであります。

○ 本県においては、消防救急無線並びに消防指令業務の広域化・共同化について、平成19年に県が県内消防本部と協議し、策定した「消防救急無線及び消防指令業務に係る整備計画」に基づき整備することとなっております。現在においては、県消防長会において整備計画のより具体的な検討を行っているところであります。

予定では、本年度は電波伝搬調査等に係る予算の要求、費用分担等の調整、来年度から平成26年度までの間に基本設計・実施設計を含めて整備、平成27年度に習熟運用、平成28年5月までに県域1ブロックでデジタル化に移行することとなっております。

つまり、県内の消防本部にあつては、平成27年にはデジタル化整備が基本的に整っていることとなりますが、移行期限となっている平成28年5月末までは、現在のアナログ無線とデジタル無線を、どちらも使用可能な状況にして運用しますので、緊急消防援助隊の応援又は受援時における通信運用上の問題は無いものと考えております。

勿論、その間においては維持管理費用等が二重にかかること、あるいは無線を使用する隊員等への負担も大きくなること予想されますが、安全を第一とする消防という組織においては、そこは避けては通れない、当然な責務であろうと考えております。

○ 当庁の消防救急デジタル無線の整備状況ですが、活動波のデジタル化につきましては、平成16年度から平成21年度までの6カ年整備を進めているところであります。

一方、共通波におきましては、消防庁の指定でありますSCPC方式に基づき、150MHz帯アナログ方式の使用期限であ

る平成28年5月末までに整備する予定であります。

ちなみに、再免許の申請期間が約半年間見込まれますので、実質、平成27年の10月頃を完成の目安としてまいります。

次に、車両への積載状況でございますが、消防車両及び救急車両へのデジタル無線機の積載にあつては、既設のアナログ無線機を撤去し、順次交換する手順をとっております。

デジタル無線機とアナログ無線機の混在対策に関しましては、デジタル無線機とアナログ無線機とは直接交信ができないため、現場で部隊が混在することが実際発生しています。対策といたしましては、総合指令室を介して車両間の無線を支援する。さらに、携帯無線機（150MHz帯、送信出力5W）を活用し、相互に通信することとしてまいります。

また、当該携帯無線機には全国共通波も実装していることから、相互応援協定等に基づく活動時には、他消防本部の部隊との通信にも活用していくところであります。

既設アナログ方式無線設備の維持については、既存のアナログ方式の全国共通波基地局等は、緊急消防援助隊受援時における通信確保のため、他消防本部でのデジタル無線の整備が進むまで、当分の間は現行どおり維持管理していくものです。

（消防庁の見解）

消防救急デジタル無線は、平成28年5月31日までに、現行の150MHz帯アナログ通信方式から、260MHz帯デジタル通信方式に移行することとなっております。

しかし、各消防本部におかれましては、個別に逐次デジタル通信方式に移行することになっていくため、移行期限までにはアナログ方式とデジタル方式が混在することとなります。なお、アナログ方式とデジタル方式の間

では通信を行うことはできません。

特に緊急消防援助隊等を含む消防の応援活動時に異なる通信方式を採用する消防本部間で連絡を取り合う必要があります。

例えば、隣接消防本部で異なる方式の場合、互いの無線機を用いて連絡を取り合うことはできません。

このため、移行期限までは全消防本部に一定範囲のアナログ通信方式の設備を維持していただき、アナログ通信方式同士で通信を行う必要があります。

本年度に実施設計を開始する消防本部があることから、消防庁は、早急に検討会を開催し、どの範囲のアナログ通信方式の設備を維持していただくかについての指針を作成することが必要と考えています。

検討会の進め方については現在検討中ですが、以下のことを想定しています。

成果物として、「どの範囲のアナログ通信方式の設備を維持していただくか」についての指針案の策定を予定しています。

参加者は、5つ程度の消防本部と、必要に応じてオブザーバーとして通信機器メーカーにご参加いただくことを想定しています。

来年の1月頃に成果物を取りまとめ、その成果物をもとに年度末を目途に通知を発出する予定です。

詳細については、消防庁防災情報室の緊急デジタル無線担当までお問い合わせください。

(審議結果)

今回の議題につきましては、総務省消防庁から「消防救急無線のデジタル化整備スケジュールについて(通知)」(平成18年7月19日付け)のとおり、現在、各消防本部では消防救急デジタル無線の整備に向けて取り組んでいるところであります。

そこでの問題として上げられるのが、消防救急デジタル無線を整備した場合は、アナロ

グ無線の維持負担の軽減化により、既存の車両に装備しているアナログ無線を撤去する考え方があります。

しかしながら、広域応援、又は、緊急消防援助隊として被災地に赴いた場合に、アナログ無線エリアでは通信ができない。

若しくは、デジタル無線の部隊車両とアナログ無線の部隊車両が混在し、情報を集約する上でも支障をきたす恐れが考えられます。

ついでに、消防救急デジタル無線とアナログ無線の通信運用の解決策の整理ができず、どうするべきかの結論が見出せないことが論点であります。

ただいま、各委員から、消防救急デジタル無線の整備に向けての進捗状況と、これに取り組む問題点と考え方の発言がありました。

また、本日お越しいただいた総務省消防庁からの見解を伺った内容によると、今年度、アナログ通信設備の維持についての検討会を開催するとの発表がありました。

つきましては、総務省消防庁に対して、今年度に予定している検討会で、ご審議していただくことを席上要望することで議といたします。

議題2 緊急消防援助隊設備整備補助金交付要綱の一部改正について

(福山地区消防組合消防局)

(提案要旨)

昨今、世界的に経済が不安定な状況において、各地方公共団体においても非常に厳しい財政状況であることは言うまでもありません。

消防車両の更新は、老朽化に伴う、又は、Nox・Pm法等により行われているところではありますが、高額な消防車両の単

費購入は地方公共団体の財政を圧迫し、非常に厳しい状況であり、計画的に緊急消防援助隊設備整備補助金の充当を見込み、車両の更新を行っているのが現状です。

さて、今回、平成21年度補助金交付要綱の一部改正により災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を整備する場合においては、「圧縮空気泡消火装置」基準額366万円の加算措置が追加されたことから、積極的に「圧縮空気泡消火装置」を整備したいと考えているところ

です。

しかしながら、当組合の地域実情により災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I、II)に圧縮空気泡消火装置を装備した車両の整備計画がありますが、当該補助金の対象外となつてしまいます。

また、当組合と同様の考え方で整備した車両は、全国的に普及と増加の傾向が見られて

いると伺っています。

一方、総務省消防庁では緊急消防援助隊4500隊規模の増強を掲げていることから、消防部隊として、現行の災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I、II)に「圧縮空気泡消火装置」の加算措置をお願いしたい考えであります。

つきましては、各委員からのご意見と、消防庁のご見解を伺うものであります。

(審議概要)

提案要旨の説明に続き、委員5名(土佐市消防本部、西和消防組合消防本部、湖西市・新居町広域施設組合消防本部、豊田市消防本部、名古屋市消防局)、委員長(さいたま市消防局)から意見及び考え方について発言がありました。

○ 当消防本部は、市単独の1署1分遣所、管轄区域面積91・59㎡の小規模な消防本部であります。

平成20年度、消防ポンプ自動車を更新するにあたり署内にこれの検討委員会を立ち上げ検討した結果、地域実情・機動性及び消火戦術等に優れた、CD-I型・A-2

級600ℓ水槽付CAFS仕様(圧縮空気泡消火装置)に更新しました。

また、本年(平成21年度)、水槽付消防ポンプ自動車に国の緊急地域安全対策事業を活用し更新する予定です。

こちらもCD-I型と同様、地域性及び消火効率等を検討し、2000ℓ水槽付消防ポンプ自動車にCAFS仕様(圧縮空気泡消火装置)を装備します。

提案趣旨にありますように地域性及び消火効率等を鑑み、現行の災害対応特殊消防ポンプ自動車に圧縮空気泡消火装置の加算措置が認められればより一層整備更新等が容易になり消防力の強化が期待されます。

○ 結論から申しますと、消防部隊の災害対応特殊消防ポンプ車に「圧縮空気泡消火装置」の加算措置に賛成します。

賛成の理由でございますが、近年マンション等の高層住宅増加が顕著となっており、高層住宅火災での消火活動には、水損被害を最小限に抑え、軽量でホース延長が容易、しかも消火に必要な水が大幅に減らせるという消火効率の良い「圧縮空気泡消火装置」CAFSの装備は必要不可欠である。

特に、緊急消防援助隊として被災地に赴いた場合、道路は瓦礫等により道路狭路が予測され、災害対応特殊消防ポンプ自動車

が最も有効な車両サイズであり、尚且つ、当該車両に「圧縮空気泡消火装置」CAFSを装備することで、大量送水車又は大型水槽車等の組み合わせにより効果的な活動に発揮できるものです。

県下消防本部においても、当消防本部を含む4消防本部において、CAFSが導入されています。しかし、ノーマルポンプ車に比べ高額であり、今回の「圧縮空気泡消火装置」CAFSの加算措置には大いに賛成し、装備拡充が図れるところであります。